



Title	母子世帯の階層性 : 資源の制約と利用の視点から
Author(s)	岩田, 美香; IWATA, Mika
Citation	教育福祉研究, 10(1), 5-21
Issue Date	2004-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/28368
Type	departmental bulletin paper
File Information	10(1)_P5-21.pdf



母子世帯の階層性～資源の制約と利用の視点から

岩田 美香

1 はじめに

先日、母子生活支援施設でソーシャル・ワーカーをしている私の教え子と、3年ぶりに会う機会があり、母親への援助についての話しをした。彼女は「援助の届かない（援助のしがいのない）」母親に対しては、母親たちの自由さを増したり甘やかしたりするのではなく、厳しくしていかなければならないのではないか……という思いを私に伝えてきた。私は、彼女の現場での忙しさや難しさを知りつつも、犠牲者に責任を転嫁する(Blaming the Victim)という姿勢にショックを受けた。というのも、彼女は学生時代には、弱者に対する共感を抱くことができるだけの豊かな想像力を持ち、社会に対する正義感も強い学生だったからである。そうした不安を抱きつつも、彼女は日々の実践の中では、母子に対して精一杯の援助をしていることと思う。しかし、学生時代に全体として理解していた貧困問題が、自分が援助している目の前の母親たちの様々な側面で生じている「貧困」としては、見えにくくなってきているのである。

本小論は、「家族」という資源が、母子世帯の様々な局面で制約を与えているだけでなく、彼女たちが「自立」へ向けて動き出すという局面においても、一定の階層差として不平等をもたらしていることについて検討していくものである。これまでにも、「家族依存」による「貧困の代代的再生産」や「不利が不利を生む構造」については、B市における様々な調査結果⁽¹⁾や母親の学歴差に注目したK市における調査結果⁽²⁾から報告され、面接調査という量的な制限はあるが、その全

体の性格が少しずつ「見えつつ」ある。しかしここでは、冒頭にあげたような現場にいるソーシャルワーカーたちの一助となるためにも、具体的な事例を比較検討することで、母子世帯における階層差を描いていきたい。また、さらに一步踏み込んで、「自立支援」や「自立援助」といったソーシャルワークを展開していくうえでの課題をも考察していくこととする。

母子世帯は、厚生労働省が5年に一度行う調査(全国母子世帯等調査)によると、平成10年11月現在で95万4900世帯と推計され、5年前に行った調査と比較しても20.9%増加している(表1)。こうした現状を背景に平成14年には児童扶養手当の所得制限の見直し(事実上の引き締め)や、母子及び寡婦福祉法の一部が改正された。そこでは母親の「自立」が強調され、子育て支援や養育

表1 母子世帯に関する調査の年次比較

	昭和58年('83)	63('88)	平成5('93)	10('98)
調査の名称	全国母子世帯等調査	全国母子世帯等調査	全国母子世帯等調査	全国母子世帯等調査
調査の時期	58.8.1	63.11.1	5.8.1	10.11.1
調査員	母子相談員等	母子相談員等	母子相談員等	母子相談員等
全世帯(A)	36 497 000	39 028 000	41 826 000	44 496 000
母子世帯(B)	718 100	849 200	789 900	954 900
B/A(%)	2.0	2.2	1.9	2.1

(注)母子世帯の定義

1. 配偶者と死別又は離婚した女子であって20歳未満の児童を扶養しているもの
2. その他これに準ずるもの

資料：『国民の福祉の動向』2002年、以下表2～3も同じ。

費の確保とともに、母親の就労への支援 (welfare to work) に重きが置かれている。

実際、先の全国調査においても母親の 84.9% は就労しているものの、そのうちの常勤雇用者は 50.7%に過ぎず、その多くがパート就労であり、平均年収も 229 万円と一般世帯の平均年収 658 万円の約 3 割である。北海道内においても、ほぼ同様か、あるいはより深刻な状況にあり、平成 8 年に行った調査⁽³⁾では、就労している母親が 84.3%、うち常勤雇用者が 45.2%、平均年収では 200 万円未満が 52.8%である。

これを生活保護受給の側面から見ていくと、平成 13 年度における被保護世帯数の構成割合では母子世帯が 8.5%と高齢者世帯 (46.0%) やその他の傷病・障害者世帯 (45.5%) に比べて低い割

合となるが、世帯類型別の世帯保護率 (1,000 世帯当たり) では 117.3% (13 年度の世帯総数の世帯保護率は 17.6%) と高く、それは年次経過でも増加傾向にある (表 2・3)。

大学卒業の若者でも就職が困難な時代にあって、子どもを抱えた母親が就職することの難しさは想像に難くない。しかしそれは、子育て支援の内容に掲げているような保育所への優先入所が進められることによって簡単にクリアされるものではないであろう。なぜ、母親たちは、これまで、そして現在においてもなかなか就労につくことができないのであろうか。シングルマザーの「自立」の手だてが就労支援というのであれば、彼女たちを確実に就職に結びつけていくことができる有効で具体的な手だてを講ずると同時に、彼女たちの

表 2 被保護世帯の世帯類型別状況の推移

	総 数	高齢者	母 子	傷病・障害者	その他
昭46年度('71)	666 051	204 293	65 894	272 274	123 590
50 ('75)	704 785	221 241	70 211	322 458	90 875
55 ('80)	744 724	225 340	95 620	342 777	80 987
60 ('85)	778 797	243 260	113 979	348 881	72 678
平 2 ('90)	622 235	231 609	72 899	267 091	50 637
7 ('95)	600 980	254 292	52 373	252 688	41 627
12 ('00)	750 181	341 196	63 126	290 620	55 240
13 ('01)	803 993	370 049	68 460	303 554	61 930
	指 数 (46 年度 = 100)				
昭46年度('71)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
50 ('75)	105.8	108.3	106.6	118.4	73.5
55 ('80)	111.8	110.3	145.1	125.9	65.5
60 ('85)	116.9	119.1	173.0	128.1	58.8
平 2 ('90)	93.4	113.4	110.6	98.1	41.0
7 ('95)	90.2	124.5	79.5	92.8	33.7
12 ('00)	112.6	167.0	95.8	106.7	44.7
13 ('01)	120.7	181.1	103.9	111.5	50.1
	単 身 世 帯 割 合 (%)				
昭46年度('71)	51.9	76.3	...	58.0	25.8
50 ('75)	55.1	77.1	...	59.9	27.0
55 ('80)	55.1	79.5	...	61.5	25.1
60 ('85)	57.2	82.1	...	65.1	26.3
平 2 ('90)	64.9	85.9	...	70.9	30.9
7 ('95)	71.8	88.1	...	76.5	34.3
12 ('00)	73.5	88.1	...	78.1	42.8
13 ('01)	73.5	87.9	...	78.3	45.2

(注)現に保護を受けた世帯。

資料：厚生労働省「社会福祉行政業務報告」

表 3 世帯類型別にみた被保護世帯と一般世帯の推移

	総 数	高齢者	母 子	そ の 他		
				総 数	傷病・障害者	その他
	被 保 護 世 帯 構 成 割 合 (%)					
昭45年度('70)	100.0	31.4	10.3	58.3	35.9	22.4
50 ('75)	100.0	34.3	9.5	56.3	46.1	10.2
55 ('80)	100.0	32.6	12.6	54.8	43.5	11.3
60 ('85)	100.0	32.5	14.4	53.1	43.6	9.5
平 2 ('90)	100.0	39.3	11.7	49.0	41.1	7.9
7 ('95)	100.0	43.7	8.6	47.8	42.3	5.5
12 ('00)	100.0	46.0	7.8	46.2	40.3	5.9
13 ('01)	100.0	46.0	8.5	45.5	37.8	7.7
	一 般 世 帯 構 成 割 合 (%)					
昭45年度('70)	100.0	4.0	1.2	94.8
50 ('75)	100.0	4.9	1.1	93.9
55 ('80)	100.0	6.9	1.3	91.9
60 ('85)	100.0	8.4	1.4	90.3
平 2 ('90)	100.0	10.4	1.3	88.2
7 ('95)	100.0	13.8	1.2	85.0
12 ('00)	100.0	17.1	1.3	81.6
13 ('01)	100.0	17.9	1.3	80.8
	世 帯 保 護 率 (%)					
昭45年度('70)	21.1	165.2	175.9	13.0
50 ('75)	20.7	144.1	173.5	12.4
55 ('80)	20.4	97.2	201.0	12.2
60 ('85)	20.4	79.5	216.8	12.0
平 2 ('90)	15.2	57.2	131.7	8.4
7 ('95)	14.2	45.1	103.7	8.0
12 ('00)	15.8	42.6	94.3	8.9
13 ('01)	17.6	45.2	117.3	9.9

(注)国民生活基礎調査の世帯類型は平成 9 年度から定義変更が行われているが、本表の 12 年度以降の数値は旧定義によっている。

資料：厚生労働省「被保護者全国一斉調査」(各年 7 月 1 日現在)、「厚生行政基礎調査」(昭和 60 年以前)、「国民生活基礎調査」(平成 2 年以降)

就職困難の現状をとらえる必要がある。それにはまず、彼女たちの身近な資源としての「原家族（実家の家族）」が、どのように影響しているのか、どのように活用されているのかを明らかにしていく。

これらは、サンドラ・ウォルマン（Sandra Wallman）が、社会的弱者の能動的な資源のやりくりで注目し、構造的資源（Structural Resources）だけではなく編成的資源（Organizing Resources）をも考慮した分析⁽⁴⁾や、アマルティア・セン（Amartya Sen）の言う潜在能力（capability）アプローチをどのように具体化して、個人が選択できる生き方の幅すなわち「自由」を広げていくか⁽⁵⁾といった課題にも通じるものであろう。また、ソーシャルワークにおいて90年代より発展してきたクライアントの強さに注目するストレング視点（strength perspective）や、多問題家族（multi-problem family）に対する家族中心処遇（family centered treatment）⁽⁶⁾を社会的基盤の弱い母子世帯へと適用していく際に、日本の「家族幻想」に囚われない実践の視点を提供していくものでもある。

ここでは、家族資源の比較的豊かな事例として地域に暮らす母子世帯と、家族資源が比較的小さい事例として母子生活支援施設に暮らす母子世帯とを比較していく。さらに「生活保護世帯とミドルクラス家族との比較だけではなく、生活保護世帯とワーキングプア（working poor）の家族との比較をすることが実践的に必要である」⁽⁷⁾とい

う指摘をもとに、「母子生活支援施設に暮らす無職の生活保護受給母子世帯」と「地域に暮らすパートタイム就労の母子世帯」との比較に加えて、「母子生活支援施設のパート就労母子世帯」との比較も通して、「一度困難に陥った人々が、どのように就労の確保と安定を実現化しようとしているのか」⁽⁸⁾について、家族資源に注目しながら検討を行っていく。

検討に先立って、母子生活支援施設とその利用者の概要についてふれておく。母子生活支援施設とは、児童福祉法第38条を法的根拠にもつ児童福祉施設であり、「配偶者のない女子またはこれに準じる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立を促進するためにその生活を支援することを目的とする」施設である。以前は「母子寮」という名称であったが、平成10年の児童福祉法の改正により「母子生活支援施設」と名称変更された。母子生活支援施設は、全国に290（2000年現在）施設、北海道内には12施設ある。

施設利用者の特徴を2001年に実施した全道調査⁽⁹⁾から見ていくと、本人の学歴は高卒・中卒が多く、特に無職層は低学歴傾向にある（表4）。また、全体の8割が勤めに出ているものの、半数以上がパート就労であり常勤職は3割である（表5）。その結果、収入も世帯年収が200万円未満が6割を超え（表6）、前述の地域に暮らす母子世帯よりも不安定就労・低所得層となっている。

表4 本人の学歴

		本人の学歴				合計
		中学卒業	高校卒業	短大・専学卒	大学卒業以上	
現在の仕事	勤めに出ている	20 16.3%	78 63.4%	24 19.5%	1 0.8%	123 100.0%
	無職	13 40.6%	14 43.8%	4 12.5%	1 3.1%	32 100.0%
	その他	2 40.0%	3 60.0%			5 100.0%
	N	A		2 100.0%		2 100.0%
合計		35 21.6%	97 59.9%	28 17.3%	2 1.2%	162 100.0%

(注)『母子生活支援施設を利用している方の生活と意識に関する調査報告書』以下表5～8も同じ。

表5 利用年数と雇用形態

		雇 用 形 態					合 計
		常 勤	嘱 託	臨 時	パ ー ト	そ の 他	
利 用 年 数	～ 1 年	6 22.2%		3 11.1%	17 63.0%	1 3.7%	27 100.0%
	1 ～ 3 年	15 44.1%			17 50.0%	2 5.9%	34 100.0%
	3 ～ 5 年	4 21.1%		1 5.3%	12 63.2%	2 10.5%	19 100.0%
	5 年 ～	15 32.6%	4 8.7%	2 4.3%	25 54.3%		46 100.0%
合 計		40 31.7%	4 3.2%	6 4.8%	71 56.3%	5 4.0%	126 100.0%

*雇用形態の「その他」の記載内容

・派遣契約社員(3名) ・アルバイト ・店長と友人で、人が辞めた時だけ手伝いに行く。

表6 世帯収入

		世 帯 収 入				合 計
		200万 未満	200～300万 未満	300～500万 未満	500～700万 未満	
現 在 の 仕 事	勤めに出ている	68 57.1%	41 34.5%	10 8.4%		119 100.0%
	無 職	22 75.9%	6 20.7%		1 3.4%	29 100.0%
	そ の 他	4 100.0%				4 100.0%
	N A	1 50.0%	1 50.0%			2 100.0%
合 計		95 61.7%	48 31.2%	10 6.5%	1 0.6%	154 100.0%

さらに彼女たちの原家族についてみていくと、その成育過程における家族構成が、彼女たちの「父親」や「母親」が家族構成員として一緒であったという回答が中学生の時に8割に落ち込み、20歳では6割になる(表7)。このことは、彼女たち自身が20歳の時にすでに結婚をしていたというケースもあるが、両親の離婚も全体の4分の1が経験しており、また、家庭内での「けんか」や「暴力」や「経済的困難」といった複雑な家族環境の中で育ってきているケースも多く(表8)、援助を自分の実家に求めるには難しい背景を抱いている。

離婚の理由についても、面接調査を実施した35名だけにたずねることができたが、35名中18名が消費者金融の借金やギャンブル、夫が仕事をしない等の金銭的トラブルをあげており、17名がDV(Domestic Violence)、10名が元夫の女性問題をあげている。

2 事例の概要

ここで用いる事例は、北海道内のA市で行った保育園・幼稚園を通して被調査者を募った「地域に暮らす母子世帯調査(2003年実施)」と、道内の母子生活支援施設を通して被調査者を募った「施設に暮らす母子世帯調査(2001年実施)」から引用している⁽¹⁰⁾。

事例選択においては、母親の健康の状態、家族構成員の類似、(また子育て支援を考察するためにも)子どもが保育園や学童保育を利用する段階にある世帯を選択した。

具体的には、「地域に暮らす母子」については、パート就労で数値で表される年収は低くとも、「家族」資源によってもたらされている援助によって、実質的に安定して暮らせている世帯を選定した。一方、「施設内で暮らす母子」については、特に無職層の母親の健康状態が良好という事例を

表7 家族構成（複数回答）

（ ）は実数

	小学校入学時	中学校入学時	20 歳 時
父	91.9% (147)	85.7% (138)	59.5% (94)
母	92.5% (148)	88.8% (143)	67.1% (106)
兄弟姉妹	88.8% (142)	85.1% (137)	65.2% (103)
祖父	11.9% (19)	6.8% (11)	3.8% (6)
祖母	25.0% (40)	20.5% (33)	10.1% (16)
おじ、おば	7.5% (12)	6.2% (10)	5.1% (8)
いとこ	6.3% (10)	5.6% (9)	4.4% (7)
その他	3.8% (6)	6.2% (10)	24.7% (39)
合計	(524)	(491)	(379)

- * 小学校時の「その他」の記載内容
 - ・母はまだ元気ですが、三歳の時捨てられました。
 - ・祖母の姉、犬三匹
 - ・施設
 - ・使用人
 - ・入籍していない母代わり（他人）
- * 中学校時の「その他」の記載内容
 - ・義父
 - ・施設にいた（2名）
 - ・使用人
 - ・母の恋人
 - ・義母
 - ・入籍していない母代わり（他人）
- * 20歳時の「その他」の記載内容
 - ・一人暮らしをしていた。（19名）
 - ・夫（4名）
 - ・三ヶ所に分かれていた。
 - ・夫、義理の妹
 - ・地方から進学のために札幌に出てそのまま20歳で就職したので実家には両親のみ。
 - ・自身は寮生活
 - ・自分の子供
 - ・19歳で結婚。夫、おなかに赤ちゃんが居ました。
 - ・夫、長男、夫の両親

表8 20歳までに経験したこと（複数回答）

	パーセント	回 答 数
母 死 亡	7.2%	10
父 死 亡	13.7%	19
両 親 離 婚	26.6%	37
母 子 寮 施 設	2.9%	4
施 設	4.3%	6
円 満 家 庭	25.2%	35
入、通 院	18.7%	26
けんか絶えず	25.9%	36
暴 力 的	12.9%	18
家 を 空 け る	10.1%	14
病 気	6.5%	9
経 済 的 困 窮	31.7%	44
生 保	4.3%	6
そ の 他	17.3%	24
合 計		288

- * 「その他」の記載項目
 - ・私が結婚した。
 - ・父が亡くなる一ヶ月前～弟と二人暮らしをし、自炊した（中3の夏）
母が入院した時一ヶ月程、母の弟の家に預けられた（高2の夏）
弟が中学卒業後、学校（高専）の寮に入った（高2の春）
高2の秋に母の旧姓に改姓した。
 - ・母が昼も夜も働きに出ていた。
 - ・四歳から小学校二年生までの間、両親の離婚が決まるまで父方の親戚の家に預けられ、弟は養子に行った。
- ・両親がとても忙しく遊んでもらったり、どこかに行ったことがほとんど無い。
- ・父がアルコール中毒だった。・私が19歳で結婚した。
- ・母の過干渉により、私達姉妹との関係が悪化していた。
- ・母親に虐待されていた。
- ・父がお酒を飲むと母とけんかしていた。母がよく子供に助けを求めてきた。父は私達には手を挙げなかった。（飲まないいととも良い父でした）
- ・親戚の家に預けられる。精神的苦痛を受ける。
- ・母が交通事故で三年間ほとんど病人状態だった。（小1～小3）
父が胃が悪く三度ほど入院をした。（小1～高2）
父の仕事の関係で、生まれてから中学3年まで、365日父と一緒に生活した事はない。高1よりずっと両親と一緒に過ごすようになりました。
- ・父は会社を経営し、母は看護教員だった。母は仕事で忙しかった。晩年は穏やかだったが、父は短気な人だった。
- ・破産宣告を両親がした。叔父が奥さんを殺していじめにあった。14歳の時にレイプされた。自分が四歳の頃に叔母に虐待されていた。
- ・父親→出稼ぎで年に3～5回帰宅。
- ・私と母がとても仲が悪かった。
- ・両親が離婚し、子供達は父方に引き取られ直ぐに父が再婚し、義母が来ました。
- ・仕事為主で家族愛が薄かった。気持ちはあっても本人に伝わらない愛情。
- ・父がケンカの時、たまに暴力をつかった。
- ・実兄から暴力を受けていました。（毎日）
- ・祖父が亡くなった
- ・祖母の死

選択することが難しかった。これまでの調査でも、低所得世帯と母親自身あるいは子どもたちの健康を害していることの関連性は指摘されているが、今回の調査でも、無職層の母親 13 事例中 12 事例が、何らかの病気や障害を抱えていた⁽¹¹⁾。道内の施設利用者全体のアンケート調査⁽¹²⁾からも、就労母子の 85% が健康であるのに対して、無職層は 60% が何らかの通院を必要とする健康状態であり、また、無職層の「無職である理由」についても 47.1% が「身体・精神的ハンデ」と回答していた。これらのことからしても、無職層から健康である母親を選択することの難しさは当然のこととも言える。その中で、母親の病気が比較的軽い、あるいは今は安定している母親を選択した。

その結果、地域に暮らす T ケース（A 市内在住）、施設利用でパート就労の N ケース（B 市内在住）、施設利用で無職の S ケース（C 市内在住）の 3 ケースを比較検討していく。以下に、それぞれのケースのプロフィールを示す。

T ケース

家族構成は、本人 33 歳（アレルギーはあるが健康）、子ども 3 歳（健康、保育園通園）の二人暮らし。他に猫が 2 匹。

本人の学歴は短大卒で、持っている資格は養護教諭。現在の仕事は写真館のアシスタントである。

収入は月によって 10~15 万円の間であり、児童扶養手当も受給している。

住居は分譲マンションに暮らしており、これは元夫が支払いをしており、もう少しでマンションの名義も本人のものとなる。元夫からの養育費はないが、このマンションのローンの支払いが養育費の代わりとなっている。

- ・ネットワーク第 1 円⁽¹³⁾：実家両親（市内）、職場友人（シングルマザー）、マタニティスイミング友人、マンション内友人（子ども

通して)、地域の母親教室友人

第 2 円：保育園先生、叔母やいとこたち（道内）

第 3 円：なし

- ・子どもの悩み：感受性が激しく、感情に波がある。親子二人でイライラするときもある。
- ・生活の悩み：特になし。

N ケース

家族構成は、本人 23 歳（17 歳の時に胃ガンの手術をしており、年に 1 度は定期健診に行っている）、子ども 2 歳（健康、保育園通園）の二人暮らし。

本人の学歴は中卒で、持っている資格はない。現在の仕事はパートで靴の販売員をしている。

収入は年収で 200 万円未満であり、児童扶養手当と生活保護を受給し、養育費が月 2 万出ている。

母子生活支援施設に入所して 1 年未満である。

- ・ネットワーク第 1 円：元夫の両親、第 2 円：職場の友人、同じ立場になった（シングルマザー）友人
- 第 3 円：なし
- ・子どもの悩み：子どもの保育園の友人関係。子どもと一緒にいられる時間が少ないこと。
- ・生活の悩み：自分の将来のこと。

S ケース

家族構成は、本人 35 歳（胃潰瘍で週に一度通院）、子ども 10 歳（小学校就学、健康であるが吃音があり、ことばの教室に通って

る)の二人暮らし。

本人の学歴は中学卒業で持っている資格はない。現在は無職。収入は生活保護費と児童扶養手当で、年収は200万円未満。母子生活支援施設に入所して6年目である。

- ・ネットワーク第1円：実家の母(市内)、妹二人(市内)、宗教での友人、前の職場友人、子ども通しての友人
- 第2円：施設内友人、施設の先生、医者
- 第3円：実家の父(道外)
- ・子どもの悩み：子どもの吃音、一人っ子で甘えっ子で夜中に母親の布団に入ってくる。
- ・生活の悩み：体を丈夫にして働きたい。

で定休は週に一度。忙しいときは定休以外出ているが、忙しくない時期は週に4日ほどの勤務。しかし収入のことも考慮して、月に20日前後は働きたいと思っている。調査で家庭訪問した際にも、Tさんの子どもの写真(モデルとして写したのものもある)が、部屋中に飾られていた。

施設に暮らすNさんの場合はどうであろうか。彼女の親はタクシーの運転手をしており、生育歴では幼児期に母親が亡くなり、その後父親とは入籍していない継母がやってきた。継母とは仲がよかったが、経済的には困窮していた。また、日常的に兄の暴力があり、学校でも自分がアトピーであったことなどからいじめられることが多く、自殺を考えたこともあった。職歴は、中学卒業後ウェイトレスとして3年間働く(バイト)が、胃ガンのため入院する。退院後はレンタルビデオ屋で1年間バイトで働き、その時に子どもの妊娠がわかって20歳で結婚して専業主婦となる。23歳で離婚をした後は、現在の靴の販売員を行っている。現在の仕事は、9:00~18:00前まで働いているが、お店では20:00まで働くようにとされている。面接の時点では、閉店の時間まで働かなくてもよいという話だったが、働いてみると話が違って早く帰ることに文句を言われる。その分、休日返上で働いている。

3 母親の生育歴と家族資源

(1) 学歴と就職歴から見る階層性

まず最初に、彼女たちが育った家族背景とこれまでの職歴について見ていく。

地域に暮らすTさんは、本人の学歴が短大卒業であることから推測できるように、家族は娘に高等教育を授けるだけの余裕がある。実際、父親の職業は公務員であり、母親は専業主婦である。自らの生育歴の中で辛かった思は「特になく」、強いてあげれば「転校が多かったこと」ぐらいである。彼女の職歴をみると、短大卒業後は、親のコネで臨時職員として役所に1年間勤める。その後、役所の紹介で測量会社に入り、凶面を書く仕事を結婚するまでの5年間行う。27歳で結婚後は専業主婦となるが、31歳で離婚後はアルバイト情報誌で見つけた現在の写真館に就職となる(面接官もシングルマザーで親身になってくれた)。現在の仕事に対する不満はなく、「主婦が働きやすい職場であり、子どもが熱を出しても休ませてくれて、みんなに助けてもらっている」と回答している。就労条件は、勤務時間が9:00~18:00

無職のSさんの育った家庭は、父親は建築関係の営業の仕事をしており母親は専業主婦だったが経済的に困窮していた。小学3年の時に両親が離婚をして、自分を含めた子どもたちは父親と住むこととなる。引き取られてすぐに父親が再婚し継母が来る。別れた実母も大工の仕事をしている人と再婚をしたが、その後離婚し、現在は同じ市内に住んでいる。継母はスナックで働いていたが、そのうちに蒸発していなくなってしまう。Sさん本人は、中学卒業後は靴工場に働いていたが、継母が蒸発した前後から家の中がおもしろくなくなり夜に遊び出すようになる。父親も道外へと家を出て、20歳の時には妹たちと祖母とで暮らして

いる。18歳からスナックで働きだし、そこで元夫と知り合う。23歳で結婚したが、元夫は連れ子がたくさんいたことから専業主婦となり、29歳の時に子どもと家を出て、離婚が成立しないまま母子生活支援施設に入所する。その後、家裁の調停を経て離婚が成立したのは31歳の時である。この間は子どもの養育をめぐるいざこざがあり、仕事には就いていない。離婚成立後、宝石の販売の仕事に就くが、販売のノルマが多くセクハラもあり、胃潰瘍になって体調を崩し、仕事を辞めて現在に至っている。

(2) 結婚と離婚をめぐる状況

彼女たちの人生において大きな転換期となる結婚・離婚をめぐるのライフストーリーは、どのように異なっているのだろうか。主に、結婚前後の周囲の状況・離婚の原因・離婚後の親族の援助を中心に見ていく。

Tさんは、測量会社において同僚であった元夫と知り合い、27歳の時に24歳の元夫と結婚する。元夫の学歴は測量の専門学校卒業であり、彼の実家の父親は本州のガス会社に勤務していた。結婚に際してTさんは両親に相談し、最初は反対もあったが、後には「一生懸命に応援してくれた」と話す。結婚式も挙げ、その後の生活も安定したものであったが、元夫の暴力と女性問題で離婚することとなる。別れるに際しては協議離婚であったが、離婚後の生活の安定を見越しての財産分与の条件を公正証書にしている。すなわち、結婚時代から住んでいた分譲マンションにTさんと子どもが住み、その支払いを元夫が行う（もう少しでローンの返済が終了し、マンションの名義がTさんのものとなる）。学資保険はかけていなかったが、かけていた生命保険はTさんへ。慰謝料・養育費としては、もらっていないが、このマンションの返済がそれに代わっている。さらに、子どもの小・中・高・大学の入学時には、まとまったお金をもらうこととなっている。元夫と子どもとの面会はTさんの許可を取った上で行き、さらに子どもが小さいうちはTさんも同席することを

条件としているが、実際には、子どもの誕生日にプレゼントが届くだけで、もと夫からは連絡も来ない。事務的な連絡は彼の親から来ており、またTさんの実家の母親と彼の母親とは、Tさんたちが別れた後にも電話のやりとりがあり、孫のことなどを話し合っているという。

離婚に際して同じ市内に住んでいるTさんの実家からの援助としては、Tさん自身の生活基盤が安定していることから、実家に同居したり、お金を借りるといった援助はないが、両親は孫のめんどろをみるためにたびたびマンションへ来て、その都度、買い物をしてきている。物質的な援助が多く、例えば、子ども服のほとんどは両親が買ってきている。

Nさんの場合は、レンタルビデオ屋に勤めていた頃に飲み屋で元夫と知り合い、妊娠がわかったことから20歳で19歳の元夫と結婚する。元夫は塗装業をすると同時に、夜は二人が出会った飲み屋で働いていた。彼の学歴は塗装の専門学校卒業であり、彼の実家の父親（40歳代）は塗装業をしており、母親（30歳代）は昼は病院のベットメイクで夜はコンパニオンをしていた。結婚に際しては周囲からの反対はなかったが、結婚式は挙げていない。結婚後の生活の変化としては、夫が夜の仕事を辞めて塗装業だけとなり、また彼の父親からの依頼もあって、彼の実家に同居していた。

結婚前は優しい彼だったが、結婚後は育児にも協力せず、暴力もあり、お金も彼が管理していたので渡してもらえなかった。結婚する時に20万円の借金があったが、それも月に1万円返済するのが精一杯で、いつまでたっても元金は減らない。彼は夜の仕事を辞めていたが、元夫の実家近くには彼の昔の友人も多く、毎晩のように飲みに出かけていた。こうした彼の行動に文句を言うとNさんだけではなく、子どもに対しても手を出すようになり23歳で離婚を決意した。離婚に際しては家裁の調停を受けたが、その話し合いの中で、元夫が結婚しているときに昼間の仕事も「行って

いる」と言っていたのに行っておらず、他にも何十万円もの借金をつくっていたということも判明した。

当初、元夫は子どもを引き取りたいと言っていたが、彼の母親が「お前には育てられない」と言い聞かせてくれた。結果、Nさんが子どもを引き取ることとなったが、離婚時に借金もあり、財産の分与どころではなかった。施設に入るに際して、自分が家に残してきた荷物（家財）もあるが、元夫の母親も忙しいし請求できない。また、別れた後も彼の親は子ども（孫）の面倒を時折見てくれていて、それだけでもありがたいと思っている。さらに子どもを預けた帰日には、子どもの好きな畑でとれた果物などを持たせてくれている（お金やお米は生活保護で禁止されているのでもらえない）。養育費として月に2万円もらっているが、これも、形式は元夫からであるが、実際は元夫の母親が立て替えて支払ってくれている。夫に対しては、特に彼の暴力に対しては腹が立ち、無理とはわかっていても慰謝料をもらい気持ちである。前に一度会ったときに、彼は「より」を戻したいと言っていたが、自分はその気はなく、子どもも「元夫」には会わせたくない。自分の実家には1週間ほど帰ったこともあるが、兄の暴力は修まっておらず、父親もパチンコ三昧で頼ることはできない。

Sさんは、20歳の時に働いていたスナックで、29歳の元夫と知り合う。元夫は、高卒で仕事についておらず、彼の実家は串焼き屋をしていたが、今は、彼の父親は亡くなっており、母親は年金暮らしで市営住宅に住んでいる。元夫は、離婚も3度して連れ子もたくさんいたことから、結婚については周囲のみんなが反対した。けれども彼が、「業界」では人気があったので、反対の声を気にせず、23歳の時に式を挙げずに結婚し25歳で子どもを出産する。結婚後彼は、子どものことは可愛がってくれたが、相変わらず定職には就かず、外国人に車を売ってお金を儲けていた。しかし家には生活費をほとんど入れなかった。そのため、

水道・ガス・電気・家賃が支払えず、家を追い出されて友人の家に行ったこともあり、生活も精神的にも落ち込んでいた。離婚の理由は、給料を入れてくれない、元夫の女性関係、薬をやっていたことであるが、離婚はすぐには成立せず家裁の調停となる。Sさんは子どもを連れて逃げてくる。一時期、市内の実母の所に身を寄せ、その時に、保護課にいたことのある母方の叔父から市役所の法律相談をはじめ様々な情報をもらい、29歳の時に施設を利用する。

施設に入所して半年後、保護課のワーカーと元夫が来て子どもを連れて行った。当時、元夫は肝臓ガンで体調も悪かったため、彼の要求を受けてあげた。子どもは、元夫の連れ子である兄ちゃんたちや、当時元夫の近所に住んでいた彼の親が見てくれたらしい。しかし、その後、元夫が警察に捕まり子どもは再びSさんの所に戻ってくる。そして元夫は病気が悪化して亡くなってしまふ。離婚時の財産分割に関しても、借金はあっても財産と呼べるものはなく、慰謝料や養育費ももらっていない。Sさんとしては、当時は「子どもを返してくれれば、親権がとれれば、それで十分だった」と言う。

離婚をめぐって、また、その後の親族からの援助としては、上記のように一時期、実母の元へ身を寄せたことと、以前にSさんが痔の手術をしたときに子どもを実家の母と妹たちが見てくれたことがある。一方、元夫の親族からは、既に元夫の父も他界しており、援助はこれまでに一切ない。

（3）家族がもたらす制約

Tさん、Nさん、Sさんの生まれ育った家族環境と職歴を比較してみると、Tさんが経済的な側面をはじめとした全般的に安定している生活を送れているのに対して、Nさん・Sさんの原家族は、経済的な困難とともに両親の離婚に見られる家庭環境の複雑さが見られる。Tさんが27歳という年齢で結婚しているのに対して、Nさんが兄の暴力と病気、Sさんが継母の蒸発と父親の家出と

いう複雑な家庭環境が影響して、Nさんは20歳という早い結婚を、またSさんは10代での夜遊びからスナック勤務へと繋がっていく。Sさんが語っているように、当時の彼女たちにとって家の中は「おもしろくない」場所であり、目の前にある「幸せらしきもの」や外の世界を求めて飛び出して行ったのであろう。当然、就職についても、Tさんが親をはじめとした「コネ」を上手に使って就職チャンスを広げているのに対して、NさんSさんともに、そうしたツテもなく不安定職に就いていく。

さらに結婚相手についても、Nさんの相手は不安定就労、Sさんの相手は無職+離婚歴3回+多い連れ子という条件にもかかわらず、彼女たちは駒をひとつ進めていく。ここにも先に述べた、この方が「幸せらしい」という判断もとの選択であろう。しかし、その結婚相手の不安定さがそのまま離婚の理由に繋がっていく。DVや女性問題に加えて、結婚生活をスタートさせるときからすでに借金問題が生じており、結婚生活は常に金銭的トラブルが伴っていたのである。加えて言えば、結婚相手の実家もまた不安定であり、Nさんの場合で言えば両親が若くして結婚しており、Sさんの場合では水商売を行っている。Tさんの場合がガス会社という準公務員的な仕事についていたのに比べると、結婚生活中もその後も、直接にあるいは息子（元夫）を通しての援助に差が生じてくる。

離婚後の生活の建て直しについても同様であり、

Tさんが元夫側からのマンションという「住」の保障にはじまり、保険や子どもの就学時の一時金などが約束され、さらには実家からの養育や食品・生活用品などの実態的な援助も手伝って生活を立て直していくのに比べて、NさんやSさんは離婚に際しての財産は全く受け取っていない。そんな中で、Nさんが元夫の実家から受けている養育費と実態的な援助は異例なケースであろう。離婚に至る理由においても、彼女たち3人ともに非があるわけではなく、その理由に甲乙がつけられるものでもなく、3者同様の「生活上の事故」であるにもかかわらず、結果としての保障の差は大きい。おそらく、Tさんの現在の仕事が面接の一度目ですんなりと決まったことも、単に面接官がシングルマザーであったからというだけではなく、Tさんの学歴を含めたこれまでの職歴を見ての結果であろう。

4 現在の生活と資源の活用

(1) 日常生活と資源

では、現在の彼女たちの一日は、どのように流れていき、その中で何が楽しく何が辛いのであろうか。また、そこには、先の就労や結婚・離婚の時に見られたような「家族」という資源の影響は見られるのであろうか。

・Tさんの休日は、午前中に掃除を済ませ買い物へ行く。午後は、Tさんの休みに合わせて友人の英語教師に来てもらい、他の同い年の子どもと一緒に英語を習わせている。それが終わった後は外

・Tさんの一日（平日）の流れ

時刻	おもな行動	平行行動	家族の行動	気持ち
6:00	起きて身支度（洗顔など）、食事を作って。	洗濯物を前の日にしていれば外に出しておく。		
7:00	子どもを起こす 食事をして 子どもの用意をする		子ども起きる 食事	子どもを朝起こしても起きなかったりするときにイライラする
8:00	出勤 子どもを保育所へ 仕事		保育園	働いているときは充実。子ども相手の仕事なのでやりがいがある。

時刻	おもな行動	平行行動	家族の行動	気持ち
19:30	帰宅。 嵐のように食事の用意。 (その前に) 一番最初に掃除機。アレルギーも猫たちのせいなので。	お風呂を入れておく	子どもはビデオ	お風呂の時気持ちいい
20:00	食事		食事	
20:30	(子どもと) 入浴、後片付け。 風呂では、子どもにその日保育園であったことについてゆっくり話を聞いて、疲れさせるように遊んであげる。出てから、おもちゃを使って遊んだり、本を読んであげたり。	洗濯機もまわす 洗濯物を干す	入浴 おもちゃで遊ぶ、本を読んでもらう、自分で読む	
21:30	(子どもと) 一緒に布団に入って、朝まで寝ちゃうこともある。 起き出して本を読んだり。前は裁縫。布絵本を作ったりすることも。		子どもは21:30か22:00に寝る。保育所で3時間くらい昼寝をしてくるのでなかなか眠らない。	

遊びをする。晚ご飯は早めの5時に食べさせ、子どもも昼寝をしていないので7時には寝てしまう。その後、Tさんはゆっくりテレビを見て過ごす。
・彼女の趣味をたずねると、友達とのおしゃべりや食べることや寝ることと話していたが、(面接調査の時に私たちに提供してくれた手作りのお菓子の話題から) お菓子作りも、子どもにとっても

いいし、趣味のひとつであると話していた。昔は、運動をよくしていたそうだが、今は時間もお金もかかり難しい。

・休日は、掃除・洗濯をまとめて行い、子どもを連れて買い物へ行き食事をしてることが多い。また、施設内のトイレの掃除当番も休日に行っている。

・Nさんの一日(平日)の流れ

時刻	おもな行動	平行行動	家族の行動	気持ち
7:00	起きる 食事を食べる		子ども起きる 食事	働いているとき、気持ちいい。
8:00	出勤 子どもを保育所へ 仕事		保育園	
18:00	帰宅 夕食 銭湯へ行く 帰りに買い物		夕食 銭湯へ	銭湯へ行くのが辛い
21:00~22:00	明日の準備		子ども寝る	
24:00	ボーとしてお酒を飲む 寝る			

・Nさんの趣味をたずねると、夜のひとりの時間からもわかるように、即答で「酒」と答えていた。

・休日は、今は毎日が休日のようなので特に変化

はない。

・趣味はカラオケや友人と会って話すことである。

彼女たちの平日における一日の流れを見ると、

・Sさんの一日（平日）の流れ

時刻	おもな行動	平行行動	家族の行動	気持ち
7:00	起きる 子どもに食事を食べさせる		子ども起きる 食事	朝は低血圧でダメ
8:00			登校	
15:00~16:00	洗濯など残した家事をこなす		子ども帰宅 学習室か友人宅へ	←ことばの学校があるときは下校後連れて行く
18:00~19:00	夕食 テレビ見ながら子どもと話をする 子どもの勉強を見ることもある		夕食 気分によって家事を手伝ってくれる	
21:00			子ども寝る	
23:00~24:00	子ども寝た後テレビを見る 寝る			子どもが寝たときはホッとする

回答の詳しさに差があるものの、流れとしては大差は見られず、ここには「原家族」の影響も直接には表れていない。子どもを起こして食事をさせて送り出し、再び夕方に夕食を食べさせて寝かせるといった日常のルーティンを母親ひとりでこなしていく忙しさは、どの母親にも存在している。Sさんが低血圧のこともあって朝の家事能力が低く、子どもが出かけた日中にその家事をこなすことがあっても、その能力の低さはSさん個人の責任に帰されるものではないであろうし、ましてや、「無職の生活保護受給者が、日中パチンコばかりしている」といったステレオタイプな見方は、少なくともSさんにおいては当てはまらない。

三人に違いが見られる側面としては、子どもが寝た後の時間の過ごし方や、休日の過ごし方、あるいは彼女たちの趣味といった文化的な時間を過

ごす時間においてである。それらはやはり、生活全般にある余裕がもたらしているものであろうし、その余裕が、子どもの生活リズムを作り出すため、あるいは子どもと向き合う時間を作り出すときのちょっとした工夫（Tさんの入浴前後の子どもへの配慮）といったことにも繋がっている。

このことは、彼女たちの悩みの内容とその解決においても表れている。彼女たちのネットワークと悩みの内容については、プロフィールに示しているが、Tさんが「生活上の悩み」は特になく、「子どもの悩み」についても、子どもの症状（チックや爪噛みなど）が出たときにはすぐに保育園の先生に伝え、あるいは実家の母親に相談している。それに比べて、Nさんは、「子どもの悩み」自体が生活に余裕のないことと関連している。すなわち、家に帰って日々のルーティンをこなすと子ど

もと一緒にいられる時間がなく、子どもが保育園で「父親」がいなかったことによって友達ができないことを気にしながらも向き合ってもらえない。Nさんはこの悩みを誰かに相談するでもなく、「そういうことを相談する人はいない」と抱え込んでいる。また、「生活上の悩み」にしても、「施設をすぐにも出たいが保育園の変更など面倒で見通しが立っていない」と、これも自分ひとりの中で抱え込んでいる。Nさんのネットワークには第1円に元夫の両親が、第2円には職場の友人やシングルマザーの友人が示されているが、それらは、「子どもの世話」や「仕事に出られないときに代わりに出てくれる」といったサポーターであり、精神的なサポーターとしては役立っていない。そのためか、「離婚をめぐる」の箇所にあるように、頻繁に子どもを預ける関係にありながら、自分が残してきた荷物を未だに元夫の母親には遠慮して請求できずにいるのである。Sさんについては、子どもの障害については実家の母親や友人に話すことはできても、「自分の体を丈夫にして働きたい」という生活上の悩みは、「誰にも相談できないし、相談してもどうしようもない」のである。

(2) 将来への準備

最後に、彼女たちの将来への準備として、母子世帯の「自立」をどのように考えているか、そこでの具体的な生活の見通しはあるのか。さらに、将来の生活の中で「再婚」は、どう位置づけるのかを見ていく。

Tさんにとっての「自立」は、「誰にも迷惑をかけないで生活していける事だと思うが、自分は周囲の人に支えられているので自立がどこまでなのかかわからない」という。今の仕事を見つける前には、介護の資格を取ろうと思っていたが、市役所で資格を取りたいと言ったら、子どもがいることで「あなたは無理、他の仕事を探しなさい」と言われムッとしたことがあった。現在は、マンションの名義の変更について「きちんと」変更できるかに関心があり、面接中も調査者である筆者（私）

に対して、司法書士のツテがないかをたずねていた。彼女にとって再婚は、「いつか将来、子どものためには（父親が）いた方がいいと思う」と子どものために想って考えているが、Tさん自身は「DVもあったので、まだ男の人が怖い」と、具体的には考えていない。

施設にいるNさんは、「自立」を「自分の働いたお金でアパート借りること」と考えており、早く退所したいが見通しが立っておらず、また「子どもの保育園の変更なども面倒くさい」ので、現状のままである。しかし、「再婚はしたい、いい人（子どもとちゃんと接してくれる人）がいれば、生活の上でもひとりではしんどいので……」と自分の生活のためにも再婚を新たなステップのひとつと位置づけている。

また、施設で無職であるSさんの「自立」は、「経済面とか、自分では保護を受けなくなることが理想」であるが、施設利用については、「ここを出るばかりが自立ではないと思っている」。目標としては、「子どもが中学3年生になったあたりで出たい」と思っており、そのときに具体的に考えたい」という。さらに彼女もまた、「再婚はぜひしたい」と思っており、それは、「自分は精神的にも弱くて、離婚後のさみしい自分を変えていくのが大変だった」からと話していた。以前につきあっていた彼氏もいたが、子どもが反対したためあきらめている。今後は、「子どもが18歳を過ぎたくらいで、子どものことを第一に考えてくれる人と再婚したい」と考えている。

「自立」概念を通して見た今後の意向としては、Tさんが人に依存しての自立であるのに対してNさん・Sさんは「経済的自立」とともに「他人に（施設に）頼らない」という考えが要となっていた。現行の彼女たちの生活は、そんなにまでも「他人」に頼っている・迷惑をかけている生活なのであるか。さらに、それを具体化するための手立てについては、NさんやSさんが「今現在は見通しも立たず、何もできずにいる」のに対し、Tさんは、それが「将来のため」と意識していなくとも、自分たち母子の生活の足場を固めていくマンショ

ンの名義書換をきっちりと行おうとしている。

また、他の面接調査においては、再婚に対する考え方としては、「パートナーはほしいが結婚はしたくない（結婚は懲り懲り）」と回答する母親が多い中で、この3人の回答は少数派と言えるかもしれない。また、この3人は共通して、母子世帯あるいは離婚女性に対する偏見を感じている。彼女たちの再婚を希望する理由が、子どものためであれ、本人のためであれ、社会のこうしたプレッシャー（偏見）が、シングルという状態を抜け出す「再婚」という選択肢に肯定的考えを持たせることとなっているのではないだろうか。そのことは、シングルマザーの社会的認識が、階層に関係なく、未だ何かしらの偏見（Prejudice）を伴った存在として位置づけられているということである。だからこそ、「自立」においても、「人様（他人）に頼らないように」という自制心が働いてしまうのであろう。

彼女たちの偏見に関するエピソードとしては、Tさんが、「マンションの下の人が『うるさい』とか『母親ひとりだから、子育てが上手にできない』、『日中、保育園に預けているから、家では甘やかしている』など、頻繁に文句を言いに来たり手紙が入っていたりした。夫がいて3人の時には来なかったのに……」という経験があり、マンションの管理組合にも相談したことがある。Nさんは「服装も派手にならないように気にしているし、以前に、子どもの頭にシラミがいたときも、毎日洗髪するとお金がかかってしまうことを話したら、『それは、子どもが、かわいそうー』と、同情のような非難のようなことを言われ」て傷ついている。さらにSさんは、「前の職場で『シングルマザーは男に飢えている』などのセクハラ発言があった。子どもの学校では、お母さんたちに偏見があって、建前でしか付き合えない。保育園時代のお母さんたちとは違う。先日でもPTAの役員を押しつけられてしまったが断れなかった。」と話している。

5 「家族」という資源と階層性：母親への援助に向けて

最後に、母子世帯への援助という、より実践的な側面からこれまでの分析を見直してみたい。「家族」という資源は、母親たちの学歴、就職、結婚、離婚、その後の生活の建て直しといった生活史において、あるいはまた現在の日常生活における文化的な側面や、悩みの内容と解決、将来への準備において一定の規定要因となっており、母子世帯の階層性をもたらししていた。そのことを踏まえたうえで、特にNさんとSさんとの比較から見えてくることは、第一に、NさんとSさんとは、その生活の安定度に大きな差がないということである。Nさんが、パート就労に就いているといっても、職の安定度としては、パート就労から無職層になったSさんと何ら変わりがなく、Sさんが胃潰瘍で仕事を続けられなくなったように、Nさんも休日返上で働いていく中で、昔に胃ガンの手術をしたこともあり、仕事が続けられなくなる状況は大いに予想できるものである。援助の面から言えば、Nさん程度の「自立」支援、就労支援では不十分であり、そこには学歴も含めた家族資源の制約による就職の難しさと同時に、母親たちの健康問題も考慮していかなければならない。自立への援助というのは、例えば、跳び箱を跳び越える時には適切な跳躍台を必要とするように、母親たちへの十分な援助なしには、一度飛び立ってもすぐに落ちてきてしまうのである。今日のシングルマザーに対する施策援助の引き締めは、まさに彼女たちの「自立」への跳躍台を取り去っている（小さくしている）のに等しい。

第二には、母親たちの「支え手」あるいは「見守り役」といったKey Personの必要性である。Tさんに比べるとその程度は小さいながら、NさんやSさんにも親や親族の援助がある場合には、子育て面での安定さが増していた。それはNさんのように、元夫の親という、一般的には疎遠になったり嫌悪する関係になりがちな位置にある援助者であっても（実際Nさんは元夫の母親に気を使っていた）、助かっているのである。しかし、社会的基盤の弱いシングルマザーにとっては、彼女たちの生育歴における両親の無関心さ（生活

の困難さから、そのようにせざるを得なかった場合も含めて)から、親族の援助は望めない場合が多い。今回、Nさんは元夫の両親がサポートしてくれていたが、これは稀な例であり、Nさんが自分の両親からの援助を一切もらえないことを考えると、親族が生きていても援助を頼りにできない母子世帯は存在し、ここに公的な援助の必要性が存在しているのである。以前に筆者は、母子生活支援施設の機能を「実家」になぞらえて示した⁽⁴⁾こともあったが、このことは、日本が家族や親族に依存せざるを得ない、家族主義的な福祉国家の性格を帯びていることを示している。だからこそ、家族資源の小さい母子世帯にとっては、施設に頼らざるを得ないのであり、施設側は家族・親族のような援助を公的な援助として提供していくことが要請されているのであろう。そこには、条件付の援助や援助対象を選択する援助ではなく、「自分の娘であったら、とりあえず困っていることを、あるいは助けを求めてきたときには、援助者が何らかの犠牲を払っても何とかしてあげる」といった性質のものであろう。それは、シングルマザーの「甘え」や「依存」を助長するものではなく、その援助を提供した素地の上に自立へ向けた援助関係が構築されていくのである。

そして最後に、改めて、彼女たちのストレングス(強さ)へ注目していくことの必要性である。例えばSさんについて、「せっかく就いた仕事を(簡単に)辞めたことについて頑張りが足りない」と見たり、「彼女が日中できぱきと家事をこなすことができずに見ダラダラとした生活している」ということに注目して行くのか、あるいは具体的には何もしていなくても「体を丈夫にして働きたい」あるいは「生活保護に頼らずに暮らせるようになりたい」という思いに注目していくかによって、Sさんへのアセスメントもそれに伴う援助も自ずと異なってくるであろう。また、Nさんにしても、胃がんを患った経験があるにもかかわらず、毎晩一人でボーとしてお酒を飲む生活を「非難する」視点で見えていくのか、あるいは、施設を出たいと思いつつも保育園の手続きさえも面倒

になっているという生活全般の気力が失せているのかもしれないということと関連して、「心配する」立場でNさんを考えていくのかの違いである。こうした援助者の視点に基づいた小さな実践の積み重ねが成されていかない限り、SさんやNさんはその立場を行ったり来たりするに過ぎず、ミドルクラスどころかローワーミドルクラス(lower middle class)への抜け出しも困難であろう。そして、その援助者の視点を支えていくものは、世論をはじめとした私たちの「社会的弱者」への気づきである。

注・文献

- (1) 青木紀編著『現代日本の「見えない」貧困—生活保護受給母子世帯の現実』明石ライブラリー52、明石書店、2003年。面接調査から導き出された全体像については、本書に納められている調査結果を参照してもらいたい。
- (2) 岩田美香「離別母子家族と親族の援助—母親の学歴からみた階層性」『教育福祉研究』第7号、2001年、57-72頁。
- (3) 『単親(母子・父子)家庭生活実態調査報告書』北海道民生委員児童委員連盟、1996年。ただし、この報告書には札幌市のデータは含まれておらず、札幌市のデータについては、岩田美香「ひとり親家族の生活と社会関係—全道と札幌市における生別による母親の検討から—」『北海道社会福祉研究』第18号、1997年を参照のこと。
- (4) Sandra Wallman (1984) *Eight London Household*. Tavistock Publications Ltd., London. (福井正子訳『家庭の三つの資源』河出書房、1966年)。また、筆者は以前にWallmanの資源システムの概念を応用して、育児をしている母親の構造的把握を行った。岩田美香「育児困難の構造分析」『現代社会の育児不安』第3章、家政教育社、2000年。
- (5) Amartya Sen (1992) *INEQUALITY REEXAMINED*. Oxford University Press, Oxford. (池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳『不平等の再検討—潜在能力と自由』岩波書店、1999年)。

- (6) Katharine Briar-Lawson, Hal A. Lawson, and Charles B. Hennon with Alan R. Jones (2001) *Family-centered policies & practice: international implications*. Columbia University Press, New York. Elaine Walton, Patricia Sandau-Beckler, Marc Mannes, editors. (2001) *Balancing family-centered services and child well-being: exploring issues in policy, practice, theory, and research*. Columbia University Press, New York. また日本では、小松源助が St. Paul 市の家族中心計画を始めとした紹介が知られている。小松源助『ソーシャルワーク実践理論の基礎的研究』川島書店、2002年。
- (7) 青木紀「貧困の世代的再生産の視点」青木紀編著前掲書 11-29 頁。
- (8) 注7 文献、23 頁。
- (9) 『母子生活支援施設を利用している方の生活と意識に関する調査報告書』北海道母子生活支援施設協議会、2003 年。
- (10) これらのデータは、「生別母子家族がもつ資源の構造と自立支援に関する研究—北海道における母子生活支援施設と地域との比較から—」(平成13~15年度科学研究費補助金「萌芽的研究」課題番号13871027)の交付を受けて実施されている研究に位置している。
- (11) 施設利用者の無職層13事例中1例だけが「健康は良好」であったが、この事例は就学中に妊娠し現在は学業を続けているために仕事をしていない事例であるため、今回の検討課題からは選択しなかった。
- (12) 注9に同じ
- (13) 母親のネットワークについて、母親を中心とした3つの同心円を描き、心理的に近い円から第一円・第二円・第三円として、そこに当てはまるメンバーを記載してもらった。これは、Kahn & Antonicci のコンボイモデルを応用したものである。Kahn, R. L. & Antonicci, T. C. (1980) *Convoys over the Life Course: Attachment, Roles and Social Support*. *Life-Span Development and Behavior*, Vol. 3. (遠藤利彦訳「生涯にわたる「コ

- ンボイ」愛着・役割・社会的支え」、東洋・柏木恵子・高橋恵子編集・監訳『生涯発達の心理学2巻 気質・自己・パーソナリティ』新曜社、1993年)。
- (14) 注9 報告書の「Ⅷまとめ」において考察した。
(北海道医療大学看護福祉学部助教授)

岩田報告へのコメント

間宮 正幸

岩田報告は、「社会的弱者」への気づきが主題になっている。経済的困窮と人間形成上の困難 (difficulty if personality development) を抱えて成長した女性が結婚し、子どもをもうけて離婚し、子どもを育てながら生活することの厳しさにふれたものである。『家族』という資源が、母子世帯の様々な局面での制約を与えているだけではなく、彼女たちが『自立』へ向けて動きだすという局面においても、一定の階層差として不平等をもたらしている」ことをこれまでの調査対象者のなかから三例選択して提示し、検討したものである。事例Tと、事例N、Sの対比が鮮やかである。

ところで、評者は、現在は、教育・研究のかたわらで大学内の心理教育相談室 (Psycho-Education clinic) と大学付属病院小児科 (Department of Pediatrics) で相談 (counseling and guidance) を行っている。前者は、料金をとっていない。そのためだろうか、母子家庭の事例が多いのである。初めはこの傾向に気づかなかったのだが、岩田報告を聴いて、多くの点で問題が重なることを了解し、また納得がいった。私の相談事例は、提示された三事例と共通している点が多い。来談の条件として「料金がかからず専門的な相談・治療がうけることができる」ということが無視できないことが伺える。そして、その必要性をあらためて確認したのである。しかし、にもかかわらず、本報告の事例N、Sの如き場合は外来型相談では出会うことが少ないのも事実で、それゆえにこそ生活施設における援助の質が問われているという指摘も了解できる。

私たちの相談の実際 (practice in our psychological clinic) に照らすならば、事例Tの子どもは、もし「症状」を呈したとしても比較的短期間のフォロー

で終結するだろう。母親は自分で家族に相談しながら次のステップに移っていきだろうと予測できる。しかし、事例N、Sの子どもたちの場合なら、子どもの症状がパスポートとなって、長い期間かかわることになるだろう。報告では直接触れられていないが、事例N、Sのような場合、危機的事態での援助が得られない場合、子どもとの関係が悪化することは常に想定され配慮されなければならないだろう。母親自身がクライアントとして申し込んでくることになるかもしれない。子どもの症状は多問題のうちの一つの現れに過ぎないのであるから、他の機関との連携を模索することになるだろうと思う。「家族資源の小さい母子世帯にとっては、施設に頼らざる

を得ないのであり、施設側は家族・親族のような援助を公的な援助として提供していくことが要請されているのであろう」と報告者がいうように、相談室が、「実家」の機能の一端を担うというようなことを考えなくてはならないということである。なによりそのような生活施設の相談機関が必要である。

報告では、彼女たちの「ストレングス（強さ）」に注目している。児童期からの人間形成の困難を考えると長いあいだの援助の姿勢が求められることを指摘したものである。また、未来展望を取り上げていることも重要なことである。

（北海道大学教育学研究科教育臨床講座助教授）